

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場利用時間帯が朝の通学時間帯まで変更されるので、安全性に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十四年九月七日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター